



三重県公報

令和3年10月1日 (金)
 第 248 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|---------------|-----|
| 人 事 委 規 則 | | | |
| | 三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則) の一部を改正する規則 | (人 事 委 員 会) | 2 |
| 人事委・教育委規則 | | | |
| 8 | 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (人事委員会・教育委員会) | 2 |
| 告 示 | | | |
| 612 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (地 域 福 祉 課) | 3 |
| 613 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 3 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 60 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則及び警備業法第51条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則に基づく医師の指定 | (公 安 委 員 会) | 4 |
| 61 | 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定 | (同) | 4 |
| 公 告 | | | |
| | 令和3年度前期技能検定1級、2級、3級 (金属熱処理) 及び単一等級に合格した者 | (雇 用 対 策 課) | 5 |
| | 県営住宅の入居希望者の募集 | (住 宅 政 策 課) | 5 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (保健環境研究所) | 7 |

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十月一日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。
様式第二の四及び様式第二の五中「㊟」を削る。

様式第二の六中

| | |
|----|---|
| 氏名 | 印 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

を

| |
|----|
| 氏名 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

に改める。

様式第二の七及び様式第二の八中「㊟」を削る。
様式第二の八の二から様式第二の十二までの規定中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

人事委規則
教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十月一日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則 第八号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式の五及び第十一号様式の六中「㊟」を削る。

| | | | | | | |
|-----------|----|---|---|----|-------|--|
| 第十一号様式の七中 | 氏名 | 印 | を | 氏名 | に改める。 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第十一号様式の八及び第十一号様式の九中「㊟」を削る。

第十一号様式の九の二から第十一号様式の十二までの規定中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

告 示

三重県告示第 612 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|-----------|-------------------|--------------|------|-------------------|------------------|-----------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 歯科診療所ひまわり | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 居宅療養管理指導 | 所在地 | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 四日市市山分町 491 番地 1 | 令和 2 年 10 月 1 日 |
| 歯科診療所ひまわり | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 所在地 | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 四日市市山分町 491 番地 1 | 令和 2 年 10 月 1 日 |

三重県告示第 613 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|-----------|-------------------|--------------|------|-------------------|------------------|-----------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 歯科診療所ひまわり | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 居宅療養管理指導 | 所在地 | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 四日市市山分町 491 番地 1 | 令和 2 年 10 月 1 日 |
| 歯科診療所ひまわり | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 所在地 | 四日市市広永町 1172 番地 1 | 四日市市山分町 491 番地 1 | 令和 2 年 10 月 1 日 |

公安委告示

三重県公安委員会告示第 60 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 41 条の 2 の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成 18 年三重県公安委員会規則第 2 号）第 1 条及び警備業法第 51 条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成 18 年三重県公安委員会規則第 3 号）第 1 条の規定により、次のとおり医師を指定し、令和 3 年 10 月 2 日から施行します。

なお、平成 18 年三重県公安委員会告示第 3 号は、令和 3 年 10 月 1 日限り廃止します。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

| 氏名 | 勤務する病院等の名称 | 所在地 |
|-------|--------------------|-----------------|
| 清瀬 豪久 | 清瀬心身クリニック | 鈴鹿市南江島町 9 番 5 号 |
| 中瀬 尚幸 | 医療法人桂会 いのうえ心身クリニック | 津市神納 57 番地 16 |

三重県公安委員会告示第 61 号

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第 12 条の 3 の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成 21 年三重県公安委員会規則第 11 号）第 1 条の規定により、次のとおり医師を指定し、令和 3 年 10 月 2 日から施行します。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

| 氏名 | 勤務する病院等の名称 | 所在地 | 診断の対象者 |
|-------|------------|-------------------|---|
| 鳥内 勉 | ひかり心身クリニック | 四日市市羽津町 23 番 21 号 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。以下「令」という。）第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者 |
| | | | 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者 |
| 清瀬 豪久 | 清瀬心身クリニック | 鈴鹿市南江島町 9 番 5 号 | 法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気（令第 8 条第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者 |
| | | | 令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者 |
| | | | 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者 |

| | | | |
|------|-------------------------|----------------|---|
| 中瀬尚幸 | 医療法人桂会 いのうえ心身クリニック | 津市神納 57 番地 16 | 法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気(令第 8 条第 3 号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者 |
| | | | 令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者 |
| | | | 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者 |
| 山寄一正 | 三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院 | 松阪市川井町字小望 102 | 法第 5 条第 1 項第 3 号の政令で定める病気(令第 8 条第 3 号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者 |
| | | | 令第 8 条第 3 号に定める病気にかかっている者 |
| | | | 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者 |
| 福田衆一 | 医療法人紀南会 熊野病院 | 熊野市久生屋町 868 番地 | 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者 |

公 告

令和 3 年度前期技能検定 1 級、2 級、3 級（金属熱処理）及び単一等級に合格した者は、次のとおりです。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県知事 一見勝之

- 1 受付期間
令和 3 年 10 月 1 日（金）から同月 31 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 3 年 12 月 1 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

| | |
|----------------|--|
| 北勢ブロック | 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1 |
| 中勢伊賀ブロック | 伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102 |
| 南勢ブロック・東紀州ブロック | 三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102 |
- 3 募集する県営住宅及び戸数

| ブ ロ ッ ク 名 | 地 区 名 | 県 営 住 宅 名 | 戸 数 (優先戸数) |
|-----------|-------|-----------|------------|
|-----------|-------|-----------|------------|

| | | | | |
|--------------|-------------|----------------|------------|------|
| 北勢 ブロック | 桑名 | 川成（一般・単身可） | 1 | |
| | 川越 | 豊田一色（一般） | 1 | |
| | 四日市 | 高見ヒルズ（一般・単身可） | 2（1） | |
| | | あこず（一般・単身可） | 2（1） | |
| | | 笹川（子育向） | 1 | |
| | | 笹川（高齢者・単身可） | 2 | |
| | | 笹川（一般・単身可） | 2（1） | |
| | | 笹川第二（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 笹川第二（一般・単身可） | 1 | |
| | | 河原田（一般・単身可） | 2（1） | |
| | 鈴鹿 | 高岡山杜の郷（一般・単身可） | 4（2） | |
| | | 桜島（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 桜島（一般・単身可） | 2（1） | |
| 中勢伊賀 ブロック | 津 | 千里（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | サンシャイン千里（一般） | 1 | |
| | | 一身田（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | パールハイツ西丸之内（一般） | 1 | |
| | | 結城（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 結城（一般・単身可） | 1 | |
| | 伊賀 | 木根（一般・単身可） | 1 | |
| | | カーサ上野（身障者） | 1 | |
| | | カーサ上野（一般） | 1 | |
| | 松阪 | 五反田（一般・単身可） | 1 | |
| | | 粥田（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 粥田（一般・単身可） | 1 | |
| | | 和屋（身障者） | 1 | |
| | | 上川第二（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 上川第二（一般・単身可） | 1 | |
| | | エスペラント末広（一般） | 1 | |
| | 伊勢 | 辻久留（高齢者・単身可） | 1 | |
| | | 西豊浜（一般・単身可） | 1 | |
| | | 五十鈴川（身障者） | 1 | |
| | 東紀州 ブロック | 尾鷲 | 古江（一般・単身可） | 2（1） |
| | | | 泉（一般・単身可） | 1 |
| 熊野 | | 井土（身障者） | 1 | |

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー及び内縁関係にあるものを含む。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること（連帯保証人が 1 人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。
- 5 その他
- 詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。
- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,780,000 kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間
令和 4 年 4 月 1 日（金）0 時から令和 5 年 3 月 31 日（金）24 時まで
- (4) 需要場所
三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所庁舎
- (5) 業種及び用途
官公署（研究所）
- (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
- オ 小売電気事業者にあつては、供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年10月26日（火）10時までに、本システムで入札する場合にあつては本システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11
三重県保健環境研究所企画調整課 担当 鈴木
電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年11月19日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年11月12日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年11月19日（金）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年11月19日（金）10時

なお、入札書は令和3年11月12日（金）から同月19日（金）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年11月19日（金）11時00分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx.1,780,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Friday, April 1, 2022 to 12:00 P.M. on Friday, March 31, 2023.

(3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, November 19, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, November 12, 2021 and 10:00 A.M. on Friday, November 19, 2021.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Friday, November 19, 2021.

(6) Managing Authority :

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan
TEL:059-329-3800

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
